

一般会計予算決算常任委員会
産業建設分科会記録

令和8年3月16日

【開催日】 令和8年3月16日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時17分

【出席委員】

分科会長	恒 松 恵 子	副分科会長	中 島 好 人
委員	穂 本 真 一	委員	武 野 裕 司
委員	中 村 博 行	委員	矢 田 松 夫

【欠席委員】

委員	福 田 勝 政		
----	---------	--	--

【委員外出席議員等】 なし

【執行部出席者】

副市長	古 川 博 三	経済部長	高 橋 雅 彦
経済部次長兼商工労働課長	工 藤 歩	商工労働課主幹	中 村 扶実子
商工労働課課長補佐	中 村 宏	商工労働課商工労働係長	蕎麦谷 渉
商工労働課企業立地推進室主任主事	河 口 竣 亮	建設部長	井 上 岳 宏
建設部次長兼下水道課長	中 村 景 二	土木課長	大 和 毅 司
土木課課長補佐兼河川港湾係長	金 田 健	土木課管理係長	重 村 亮太郎
土木課道路整備係長	中 村 友 哉	土木課用地係長	喜 岡 大 哉
都市計画課長	熊 川 整	都市計画課課長補佐兼計画係長	立 野 健一郎
都市計画課管理緑地係長	村 上 陽 子	都市計画課計画係主任	大 池 泰 弘
都市計画課都市整備係長	三 塩 泰 史	都市計画課建築指導室主査	川 口 圭 司
都市計画課建築指導室主任	藤 井 啓 貴	下水道課技監	小 路 弘 史
下水道課管理係長	原 田 尚 枝	下水道課管理係主任主事	三 春 雄 太
建築住宅課長	島 津 克 則	建築住宅課課長補佐	壹 岐 雅 紀
建築住宅課主査兼住宅管理係長	縄 田 誠	建築住宅課主査	石 田 佳 之
建築住宅課主査兼建築係長	山 本 雅 之	建築住宅課住宅管理係主任	壹 岐 隆三郎
農業委員会事務局長	伊與木 登	農業委員会事務局次長	石 橋 啓 介

【事務局出席者】

局次長	中 村 潤之介	議事係書記	末 岡 直 樹
-----	---------	-------	---------

【審査内容】

1 議案第15号 令和8年度山陽小野田市一般会計予算について

午前9時 開会

恒松恵子分科会長 皆さん、おはようございます。ただいまより一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。福田委員より遅参の届出が出ております。本日の審査内容はお手元のとおり、議案第15号令和8年度山陽小野田市一般会計予算について、審査番号4、農業委員会の審査を行います。初めに、歳出からまいります。予算書の182ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費について、委員の質疑を求めます。182、183ページの中段より下部分です。

矢田松夫委員 報酬の関係で委員が12人と書いてあります。私は何遍数えても14人と計算したんですが、会長、会長職務者代理を入れて14人という計算でいいですか。

伊與木農業委員会事務局長 矢田委員がおっしゃったとおり、会長1名、会長職務代理者1名、それと委員12名で、全員で14名でございます。

中村博行委員 農地利用最適化推進委員並びに農業委員28名の中で、やはり高齢者が多いと思うんですよね。そういった中で、タブレットを十分に使いこなせているかは不安なところがあるんですけども、それはもう指導等で解決されておりますか。

伊與木農業委員会事務局長 今、おっしゃったとおり、1月に1回もしくは2

月に1回と、定期的にタブレットに関する指導をしておりまして、まだ苦手な方がいらっしゃいましたら、それとはまた別に御説明申し上げております。

中村博行委員 それから、任期はこの6、7月ぐらいだったと思うんですけど、大体どういう団体も委員の成り手がないというのが通例になってきております。そういったこれからの任期満了に対しての対策は、農業委員会で取られておりますか。

伊與木農業委員会事務局長 令和8年7月19日で現委員が一旦解かれます。8月20日から新しい委員になられるわけですが、現在、募集が終わった状態でございます。中村委員がおっしゃったとおり、次期に向けて、これから任期が3年でございます。3年間かけて、農業委員、農地利用最適化推進委員に対して、よい方が地域にいないかを確認し、またあわせて、今の委員に再度やっていただけないかといった話も進めていこうと思っております。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
続いて、184、185ページまで。農業委員会費の全般。

矢田松夫委員 農業委員会の招集は、文書なのか郵便なのか、あるいはタブレットを使ってやっているのか。どういう状況ですか。

伊與木農業委員会事務局長 農業委員の招集は、まず、月に一度決まった総会がございます。これは対象が農業委員だけでございます。こちらにつきましては、総会の3日前までにタブレットを通じて、各委員に対して送っております。農業委員会総会が終わった後に、農地利用最適化推進会議を行う場合には、そのときに併せてタブレットに送っております。

矢田松夫委員 役務費の通信運搬費68万5,000円は、タブレットの使用

料だろうと思うんですけど、全部タブレットの使用料と見ていいですか。

恒松恵子分科会長 役務費の通信運搬費 6 8 万 5, 0 0 0 円についてです。

伊與木農業委員会事務局長 委員がおっしゃられるように、役務費の多くは、タブレット端末の通信料でございます。このうちの 4 3 万 7, 0 0 0 円が農業委員、農地利用最適化推進委員に対するタブレットの通信運搬費でございます。事務局も 1 台持っておりますので、それはまた別個でお支払いしております。残りは、郵便料でございます。

恒松恵子分科会長 そのほか、農業委員会費、1 8 2 ページから 1 8 5 ページまで、質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは歳入に入ります。歳入の 2 8、2 9 ページの下段、2 項手数料の 4 目農林水産業手数料、農業手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）次に、3 6、3 7 ページ、県支出金の 1 項県負担金、3 目農林水産業県負担金のうち、農業委員会費、3 8、3 9 ページの農業費の補助金に農業委員会は入りますか。

伊與木農業委員会事務局長 3 8、3 9 ページで申し上げれば、4 目 1 節に機構集積支援事業費 1 5 1 万 5, 0 0 0 円が農業委員会に関係ございます。

恒松恵子分科会長 その下段の集積協力金も農業委員会に係るものでよろしいですか。

伊與木農業委員会事務局長 そちらは違います。

恒松恵子分科会長 では、機構集積支援事業費はよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次に、5 0、5 1 ページ、雑入の 6 節農林水産業雑入の中に農業委員会の関係はありますか。

伊與木農業委員会事務局長 農業者年金事務費 30 万円と農地保有合理化促進事業費 2,000 円が該当いたします。

中村博行委員 農業者年金はだんだん加入者が減っていると思います。例えば、親が入られていて、それを受け継いだ後継者の人はもう入らないという声も聞くんですけども、どういう状況ですか。

伊與木農業委員会事務局長 おっしゃられるように、農業者年金の加入率はあまりよろしくない状態でございます。

中村博行委員 それに対して、農業委員会として何か手だてとかお考えがあれば、お願いします。

伊與木農業委員会事務局長 農業委員会といたしましては、農地利用状況調査が毎年 7 月から 9 月頃に行われております。それは、全農地を農業委員、農地利用最適化推進委員が歩いて回られるわけですが、そのときに特に会われた農業者の方などに委員から呼びかけをしていただいたり、うちからも呼びかけてみたりしております。また、農業者年金の部長がうちの農業委員の中から 1 人決まっております。その部長にも一月集中していろいろなところに働きかけていただいているという状況でございます。

恒松恵子分科会長 そのほか、歳入の質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号 4 番、農業委員会事務局の審査を終わります。続きまして、審査番号 5 番に入ります。審査事業 39 番について、執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 それでは、審査事業 39 番、高泊地区デマンド型交通運営事業について御説明いたします。資料は 175 ページから 179 ページまでとなります。まず、175 ページを御覧ください。当該事業に係る事務事業調書です。この事業は、令和 4 年 10 月のバスダ

イヤ改正時から、コミュニティバス路線である「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」について廃止とし、その代替として同エリアを対象にタクシー会社によるデマンド型交通「とまり号」を運行するものです。指標は一日当たりの乗車人数及び稼働率とし、いずれも成果指標として設定しています。続いて、176ページを御覧ください。予算額について、タクシー会社に対するデマンド型交通運行業務委託料が620万円、印刷製本費が5万5,000円の計625万5,000円で、うち特定財源として、国からのデマンド型交通運行維持費補助金相当分40万円を計上しています。この補助金につきましては、国から地域公共交通会議に対して支出され、市は同会議から国庫補助同額を受け取るスキームとしているため、財源内訳においては、その他欄に計上しているものです。177ページには令和6年度の事務事業評価シートを添付しています。指標のうち運行日数については目標に達しなかったものの、乗車人数及び稼働率については目標を達成できていることから目標達成度はBとしています。事業の詳細については178ページからの資料に基づき説明します。178ページをお開きください。この事業は、マイカーを自由に利用できない方の買物、通院等、日常生活における移動手段の確保を目的として、小野田第一交通に委託して運行しています。令和4年10月から1年間の実証運行を経て、令和5年10月から本格運行に移行いたしました。次に、対象エリアについて、これまで運行していたコミュニティバス「高畑・高泊循環線」の高泊地区沿線とその周辺を対象とし、「居住地」の乗り場とスーパーや医療機関等「目的地」の乗り場を結んでいます。続いて、179ページには具体的なサービス内容を記載しています。利用者からの予約に基づき、月、水、金の週3日、一日当たり上下各7便の14便が運行しています。タクシー会社所有のセダン型車両を使用し、予約者数が乗車定員を上回った場合は、速やかに追加車両を運行することとしています。運賃は、1乗車300円とし、幼児や身体障害者の方等に対する割引制度や回数券等を設定しています。予約は専用受付窓口を設け、24時間365日体制で受け付けています。最後に、予算額についてです。事務事業調書の説明から繰り返しになり

ますが、タクシー会社に対するデマンド型交通運行業務委託料が620万円、印刷製本費が5万5,000円の計625万5,000円です。なお、委託料の予算につきましては、契約期間に合わせて令和9年度までの債務負担行為を設定しているものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで、委員からの質疑を求めます。175、176、177ページから、質疑はページでお願いします。

矢田松夫委員 175ページですが、現状維持でBですね。C、Dっていうのはないんですか。

恒松恵子分科会長 中段の令和8年度に向けた評価の項目部分でございます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 175ページのAとBは、項目の名称、記号化したもので、矢田委員がおっしゃられているのは、恐らく177ページの事務事業評価シートのBなどで、目標達成度になります。175ページのA、Bについては、現状維持をBということではなくて、前年評価の項目をA、受注の評価をBと記号で表していると御理解ください。

矢田松夫委員 だからC、Dはないのかと言いました。

工藤経済部次長兼商工労働課長 C、Dはございません。

恒松恵子分科会長 177ページの下段の目標達成度のランクづけについても、A、B、C、Dがあるのか、A、Bしかないのかを御説明いただけたらと思います。

工藤経済部次長兼商工労働課長 目標達成度については、達成した状況に応じ

て、AからDまで4段階ほどございます。

穂本真一委員 175ページの一日当たりの乗車人数の成果のところ、6.4人となっていますが、乗り合いか単独で乗られているかというデータは分かれますか。タクシーは4人乗りだと思うんですけど。

工藤経済部次長兼商工労働課長 この事業自体は、乗り合い事業というふうに法的に位置づけられる事業にはなりません。ただ、乗り合い事業なんですけれども、1便当たりに1人だけ乗られていることもありますし、マックスで4人乗られていることも両方ございます。それも便ごとに応じて利用者の数は異なっています。

中村博行委員 関連で、追加のバスを出すというケースもあるということですが、実際にそういうケースはどのぐらいありますか。

中村商工労働課課長補佐 デマンドで御予約いただいて、乗車人数をオーバーする場合は2台目をとということになっております。そういった事象がどれぐらいあるかというのは、現時点では確認できておりません。

穂本真一委員 同じページで稼働率がありまして、この稼働率という意味を教えてくださいんですけど、これはどういう稼働率なんですか。

中村商工労働課課長補佐 実際に御予約があって走った便をトータルのもともと計画していた便で割ると、大体3割という数字になります。

工藤経済部次長兼商工労働課長 デマンド型交通自体が月、水、金の運行と定めております。となりますと、年度で見たときに、各月、水、金の日数を拾っていきますと、年間当たりのまず何日走る日があるねと。その中に行き帰り4便ずつ設定してありますので、年間のマックスの運行便数が出るわけです。それに対して実運行がどうだったか、実運行を除して

割合を出しているということでございます。

中島好人副分科会長 お尋ねしますけども、175ページに表が出ています。

成果指標の目標が、6人、7人、8人、9人、10人となって、真ん中が成果としてこうだったと。そもそも、こういう目標が少なければ達成率が高くなるわけですがけれども、大体、六百何がしをかけて、目標値そのものの人数というのは、この程度だったらいいのかという目標の設定です。やはり多くの方が利用してもらう目標も上げて、目標達成のためにどういう努力をしていくか。例えば、夏休みはお子さんを無料にする形で利用者を上げるとか、高齢の人の関係などもあるかも分かりませんが、やはり目標設定によって努力が生まれると。目標が低ければ、達成率も100%を超えているじゃないか、これで満足できるものか、この辺の判断の見方をどう考えておられるのか、お聞きします。

工藤経済部次長兼商工労働課長 高泊地区のデマンド型交通につきましては、開始する前の段階から地域の方とワークショップなどを行う中で、どういった運行体系を取ろうか決めてまいりました。バスのときに回れない、道路が細い団地も回るものですから、今の事務事業調書上は出ておりませんが、実証運行だった令和4年とか令和5年とかの目標値というのは、もう少し市としても高いものを設定しており、2桁の人数の目標値でした。ただ、周知が足りてないところがあるなど、いろいろ要因はあると思うんですが、なかなか実績がそこまで追いついてこなかったという年度がございまして、実態に見合った目標値に一旦変えさせていただいた上で、毎年1人ずつぐらいは増えていただきたいということで設けている目標値です。この目標値につきましては、国の補助対象にもなっておりますので、国のほうにも運行に関する目標値等をお示しする中で、市の地域公共交通会議にも諮って設定しております。しっかり使っていただけるように努めてまいりたいと思っております。

矢田松夫委員 中島副会長と関連して、例えば、子供の話が出たけど、後の地

図にもあるんですが、居住地の乗り場の増減を、例えば令和7年度では増えたのか。あるいは令和8年度に向けて増やしていくのか。そういう経営努力をどういうふうにされてきたのか、されていくのか、お答えください。

中村商工労働課課長補佐 先ほど工藤次長からもありましたけども、令和4年から実証運行を開始して、3年ぐらいが経過したところでございます。やはり当初はどれぐらいニーズがあるか、御利用があるか、手探りの部分もありました。ある程度データも集まってきたというところで、今、1日に14便設けておりますが、時間設定とか、あと乗り場所とか、その辺も多いところもあれば、あまり御利用のないところもありますので、その辺のデータも分析しながら今後のより利便性の高いデマンド交通になりますように、見直し等も検討してまいりたいと思っております。

矢田松夫委員 そんなに長くしゃべらなくてもいいんだけど、乗り場を増やしたのか、増やせないのか。このバス停の乗り場については、市と自治会等で相談して決めていくということで、利便性を高めるならばここは魅力だったわけです。今までの従来のバス停の数を増やしたわけよね。そして利便性を高めていこうというのなら、地元からの要望があったか、なかったのか。あってどのようにしたのか、なければないと。このバス停の関係についてお答えください。

蕎麦谷商工労働課商工労働係長 先ほど中村から申しました、令和4年の実証運行から高泊地区のデマンド交通がスタートし、停留所については、停留のスペースの調整も当初整わなかったこともあります。ダイレックスも加えてという声もあったので追加したということがございます。ほかでこれまでに、令和4年から約3年間、停留所を増やすという具体的な動きはないですが、先ほどのデータの集約、分析も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

穂本真一委員 177ページの令和8年度に向けた課題改善策で、事業者との意見交換会を実施というのがあります。住民との意見交換会というのは全く行われてなく、まだ行う予定などはないのでしょうか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 とまり号が今の審査事業ですが、山陽地区でもデマンド交通をやっておりまして、実際にそのデマンドの車両に乗られている方の御意見を聞くということもしてまいりました。また、事業者とも当然、意見交換がございます。そういったことと併せて、この高泊地区でも同じように様々な意見を聞いたり、自治会の班回覧などを活用したり、また改めて事業周知を行うなどして、今後の利用者の増につなげていければと考えております。

恒松恵子分科会長 そのほか、資料も含めて179ページまで。審査事業39番、いかがですか。

中村博行委員 そもそもなんですけども、一日当たりの乗車人数が6人、7人、8人と数字が上がっています。実質、この予算に見合った損益分岐点というと、何人ぐらいがそれに当たるかが分かれば教えてください。

工藤経済部次長兼商工労働課長 このデマンド交通につきましては、料金も利用しやすい価格ということで1乗車300円と設定しております。委託料との比較での損益分岐ということになりますと、細かくは覚えてないんですけども、相当な人数に乗っていただかないと釣り合わないということもございまして、やはり事業の趣旨がバス路線廃止後のコミュニティバス等と同じく、皆様の移動手段をどう確保するかです。なかなかマックス乗っていただいても損益分岐が釣り合う事業ではないと考えております。

矢田松夫委員 先ほど、A、B、C、Dを言ったんですが、事業評価じゃなくて、今度、稼働率で大体Aは100%近い、Bは50%近いとすると、

この稼働率の30%はおかしいじゃないかと。こういうふうに言えば分かりやすかったんだけど、そういう評価ですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 この評価につきましては、冒頭の説明でも申し上げたんですけれども、定量評価というこのラインを引いた評価というよりは、この1、2、3の項目のうち、運行日数については目標を達成できなかったです。一日当たりの乗車人数と稼働率については、目標値がどうかという話もあるかもしれませんが、少なくとも目標値を実績が達成できましたので、3項目中の2項目については達成できているというところでB評価とさせていただきました。

恒松恵子分科会長 そのほか、審査事業39番の質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を終わりました。続いて、審査事業40番の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 40番、美祢線沿線地域公共交通推進事業について御説明いたします。資料180ページを御覧ください。この事業は、令和5年6月末の大雨で被災し運休となっているJR美祢線について、交通機能の早期回復等を図るため、BRTによる復旧を目指して、地域公共交通利便増進実施計画の策定等に向けた協議を行うものです。予算額については、181ページを御覧ください。美祢線沿線地域公共交通協議会への負担金291万2,000円を計上しており、財源としてまちづくり魅力基金を充当しています。次に、事業内容及び予算の内訳についてです。182ページを御覧ください。項目の3番に事業内容と併せて予算内訳をお示ししています。BRTの整備に向け、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るため、事業実施計画となる地域公共交通利便増進実施計画を策定することとし、計画策定に係る費用として161万2,000円。また、美祢線沿線地域公共交通協議会の運営費用として32万5,000円を計上しています。さらに、美祢線沿線地域公共交通協議会に設置された利用促進部会における美祢線B

R T化を見据えた代行バスの快速運航便の増便等の取組への負担金として97万5,000円、合計219万2,000円を計上しています。なお、負担金の負担割合についてですが、利便増進実施計画策定費及び美祢線沿線地域公共交通協議会の運営費は、県が2分の1で、残りを美祢市、長門市、山陽小野田市、J R西日本の4者で均等割となっています。また、利用促進部会の負担割合については、美祢市、長門市、山陽小野田市、J R西日本の4者で均等割となっています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。ただいまより質疑を求めます。180、181、182、183ページまでまとめて。ページを示して質疑をお願いします。

矢田松夫委員 何の目的に使用するかの説明がありましたか。負担金だけですか。分担金を何のため使うかって説明しましたか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 すみません。説明したつもりでしたが、「していない」と呼ぶ者あり）182ページの資料の項目の3番の事業内容というところに、負担金の内訳についてそれぞれ記しております。計画の策定に係る費用として161万2,000円、協議会自体の運営費用が32万5,000円、それから、今、美祢線代行バスで走っておりますので、その利用促進を図るための利用促進部会への負担金97万5,000円が内訳でございます。

穂本真一委員 182ページの事業内容のところですけど、(2)の美祢線沿線地域公共交通協議会の運営の32万5,000円に謝礼は含まれているんですか。委員のメンバーは全員ボランティアなんですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 こちらについては皆さんに謝礼が出ております。

恒松恵子分科会長 その謝金が、この中に含まれているという理解でよろしいですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 会長のおっしゃるとおりでございます。

矢田松夫委員 一番下の利用促進部会はどなたが出ていますか。上には委員の構成が書いてありますが、下は書かれてないよね。

恒松恵子分科会長 利用促進部会の構成員について。

中村商工労働課課長補佐 利用促進部会につきましては、こちらには記載しておりませんが、各自治体の県は審議監、市は副市長、それから各商工団体や観光協会の事務局長等の皆さんで集まって協議をするという部会になっております。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、審査事業４０番についての質疑は終了いたします。続きまして、審査事業４１番、１８３ページから１８７ページまで、執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 ４１番、工場設置奨励金等交付事業について御説明いたします。資料は１８３ページから１８７ページまでとなります。まず１８３ページを御覧ください。この事業は、本市への企業誘致を積極的に進めるため、工場設置奨励条例に基づく優遇措置として、各種奨励金を交付するものです。企業の投資活動を推進する事業であるため、指標は奨励金の交付件数としていますが、具体的な件数を設定することが困難であることから、「できるだけ多く」としてしています。令和８年度予算額は、１８４ページに記載のとおり、総額３億３，０６１万２，０００円です。次の１８５ページには令和６年度の事務事業評価シート

を添付しております。令和6年度の交付件数は11件、交付金額は合計で2億6,360万5,000円となりました。奨励金制度により企業の進出や設備投資の促進につながっていることから、目標達成度はAとしております。補助金の詳細につきましては、186ページの3の事業内容の部分を御覧ください。工場設置奨励金は、対象工場に係る固定資産税総額の一部相当額を3年間交付し、各年度の限度額は1億円となります。雇用奨励金は、本市住民を常用雇用した場合、1人につき20万円を交付し、帰市就職者にはさらに20万円が加算されます。用地取得奨励金は、小野田・楠企業団地に土地を取得し工場を設置した場合、土地取得価格の40%を交付します。従業員住宅新設奨励金は、住宅に係る固定資産税相当額分を3年間交付します。次に対象業種については、186ページの4を御覧ください。準工業地域、工業地域等と小野田・楠企業団地で記載の業種を対象としています。次に、主な対象要件は、187ページに記載のとおり、本市に工場を有しない者が工場適地に工場を設置する場合、または、本市に工場を有する者が既存工場の生産活動を継続し、常時使用する従業員として新たに操業開始時に10人以上（中小企業者は5人以上）を雇用する工場を工場適地に設置する場合、かつ、投下固定資産総額が3億円以上であることとしています。最後に、今年度を含む直近3か年の交付実績について、項目の6番に記載しています。令和5年度が9,258万8,000円、令和6年度が2億6,361万1,000円、今年度が2億739万4,000円を見込んでおり、各奨励金の内訳については表に記載のとおりです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

183ページから187ページまで、質疑はページをお示しの上、お願いいたします。

中村博行委員 183ページの中ほどです。令和7年度が交付ゼロ件になっていますよね。そして、187ページの令和7年度が8件になっています

けど、この違いというのは何でしょうか。

中村商工労働課主幹 今のページで言いますと、183ページにおいては、4月から7月の実績を記入するようになっております。その時点の交付件数がゼロ件ということで、最後の令和7年度の実績の見込みのところは、その後に交付した件数を入れておりますので、その違いとなっております。

中島好人副分科会長 額としては2億円だったか、大きい額なんですけども、先の説明の中で目標値が設定できないと。だから、できるだけ多くという目標値にしているという説明等がありましたけども、もう少し理解できる形で説明していただければと思います。

工藤経済部次長兼商工労働課長 売る所がなくなった小野田・楠企業団地のことかと思いますが、既存の企業に対しても出せるものでもあります。目標値の設定が難しいと申しましたのが、市の取組だけでなかなかできるものでもございません。企業側がいかに会社の投資を行っていくかという部分も多くございますので、なかなかこちらだけの考え方で目標値の設定が難しいとは考えております。

中島好人副分科会長 当然相手があるから目標値の設定は難しい点もあろうけれども、やはり努力していくとか、この条件とか、目標を持ちながら事業として取り組んでいくこと——企業が入ってくるというのは、地域の活性化のためにも非常に大きな役割を果たしているわけなんですけども、何となくできるだけ、やれるだけという目標で果たしていいのか、疑問も持つわけです。やっぱり相手があるから目標ができませんというのは、常にいろいろな意味で相手があるわけですから、相手の意向があるのはもう目標は立てないと。できるだけ頑張りますという形になってしまうんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

工藤経済部次長兼商工労働課長 確かに市として何件というのを持つのは大事なことでもあらうと思いますが、やはり先ほどの繰り返しになるんですけども、奨励金の中身も、もろもろ種類があることを御説明させていただきました。それら全てを目標値として掲げるというのも、正直難しいところがあるとは思っております。ただ、今後、ふさわしい目標値の設定の仕方がもう少しあるんじゃないかという御意見については、しっかり研究させていただきたいと思います。

矢田松夫委員 186 ページですが、この雇用奨励金300万円の予算を組んでおられますけれど、1人20万円とすると15人が目標ですかね。交付対象者人数の予想は15人ですか。そんなものでいいんですか。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 現在、御質問のありました15人対象になりますが、企業に現時点の市民の採用実績を聞いておりまして、そこから1年間採用を続けていただいた方が対象となります。現時点では見込みではありますが、企業への聞き取りをさせていただいた上での予算を上げております。

中村博行委員 企業誘致は非常に重要であると思っておりますが、以前から小野田・楠企業団地がもう満杯になるということで、次の大型の企業団地を計画しなくてはいけないのではないかと委員会でも言ってきました。そのたびに県との兼ね合いがあるので、なかなかそうもいかないとか、あるいは、私有地が結構あってそれを活用したいんだということでした。私が思うのは、熊本県での台湾の企業みたいな大きなものを持ってこいというわけではないけども、受入れとして準備ができていないと対応できないんじゃないかという危惧があるんですよね。やはり、それなりの企業が来れるような状況があるのに、こちらの受入れができないというのが一番あってはならないことではないかなと思いますので、その辺は県も含めてどういう状況にあるのか教えてください。

工藤経済部次長兼商工労働課長 委員からもありましたとおり、小野田・楠企業団地も残り1区画となっている状況にはございます。ただ、大型の新しい企業の誘致ができるような団地となりますと、そういったスペースの造成にかかる費用など、もろもろ課題もあろうかと思っております。現在のところ、新規で企業団地を設ける予定はございません。ただ、企業が辞めて空いているような土地があれば、県のほうともその情報を共有しまして、企業進出に結びつけられないかということは継続して行っているところですし、近年、他市の例を見ますと、IT系の企業は、やはり大きなスペースも取らずに事業が可能であったりいたします。そういったスモールオフィス系の企業誘致というのも今後は研究していくべきかと考えております。

矢田松夫委員 さっきの雇用奨励金の関係で、ちょっと分からないところがあるんですが、交付対象者の数は500人と条例に書いてあります。この500人を限度とするというのは、1年間で500人に達したら設置雇用奨励金はなくなるんですよとか、500人というのはどういう意味だろうか。目標とすれば、さっき言ったように15人を予定していると回答を頂いたんですが、この15人と、この500人、交付対象者の数は500人を限度とすると条例に載っているわけよね。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 御質問された500人ですけれども、雇用奨励金の対象者が操業開始日前後の90日間で採用された方、かつ1年間雇用継続された方になります。操業日前後90日間で500名以上採用された場合に、限度として500名対象とさせていただきますということになりまして、交付は一度のみとなります。

恒松恵子分科会長 工場設置奨励条例からの質疑だと思いますけど、そのほか質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、41番の審査を終了いたします。ここで換気のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 5 7 分 休憩

午前 1 0 時 7 分 再開

恒松恵子分科会長 それでは、休憩前に引き続き、分科会を再開いたします。

審査番号 5、審査事業 4 2 番について、執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 それでは、4 2 番、空き店舗等利活用支援事業について御説明いたします。資料は 1 8 8 ページから 1 9 5 ページまでとなります。1 8 8 ページを御覧ください。この事業は、市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業を行おうとする者に対しリニューアル費用の一部を補助するものです。指標につきましては、補助金の利用者数と商店街の空き店舗数としています。令和 8 年度予算額は 1 8 9 ページに記載のとおり 2 0 0 万円で、財源としてふるさと支援基金を充当しています。1 9 0 ページには令和 6 年度の事務事業評価シートを添付しております。令和 6 年度は補助金の利用がなかったため、目標達成度は D となっております。補助金の詳細につきましては、1 9 1 ページの資料に沿って御説明します。3 の事業内容の部分を御覧ください。補助の対象となる指定地区は、小野田駅前商店街周辺、厚狭商店街周辺、旧セメント町商店街周辺、山口東京理科大学周辺の 4 か所としています。指定地区を示した地図を 1 9 2 ページから 1 9 5 ページまで掲載しています。補助対象の業種は、小売業、飲食業、サービス業とし、補助対象経費は、店舗の改装費及び設備購入費となっています。項目の 4、補助金額についてですが、補助率は 2 分の 1、補助上限額は 5 0 万円、ただし、旧セメント町商店街周辺については令和 6 年度から上限額を 1 0 0 万円としています。最後に、制度創設からこれまでの交付実績を参考に記載しています。制度創設からの累計件数は 9 件で、今年度、旧セメント町商店街周辺に補助枠拡充後、一店舗目となる申請がございました。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。ただいまより質疑に入ります。１８８ページから資料も全般、ページ数を述べられて質疑をお願いします。

武野裕司委員 １９１ページ、空き店舗等利活用支援事業です。５０万円ですって行っていますが、やっぱり５０万円では少ないのかなという気がします。物価も高くて、ちょっと工事するだけでも結構高くなっています。補助額はもう５０万円がマックスでしょうか。

蕎麦谷商工労働課商工労働係長 もろもろの費用が高騰しているというのは承知のところでございます。ただ、それをもって現時点で補助金額の上限を引き上げるという検討はしておりません。補助金、融資、国や県の補助金もありますので、そういったところを総合的に御案内して御支援等々ができればと考えております。

矢田松夫委員 今までは厚狭商店街と書いていたけど、今回は厚狭駅周辺と書いてある。とは言いながら、かなり拡大してリニューアルするといっても空き店舗がない。商店もないわけよね。何で拡大したのか。

恒松恵子分科会長 厚狭駅周辺について、お答えできますか。

中村商工労働課主幹 もともと「厚狭駅前」と書いていたかどうかは分かりませんが、いいですけど、区域については、創設当時から拡大しておりません。創設時の区域図となっております。

恒松恵子分科会長 変更はないということです。

穂本真一委員 １９０ページの成果のところ、相談は増加したが交付に至らなかったと。補助金を活用したものではないが、空き店舗を活用した開店が４件あったということですけど、交付に至らなかったというか、制

度が使われなかった主な理由は何かお分かりでしょうか。

中村商工労働課主幹 主な理由は、やはり開店のタイミングに対して補助金の制度的に、御自身が所有されるものと借りられているものがありまして、必要な書類がたくさんあるというところもありますし、御自分で開店時期を決められて相談に来られる方が実は結構いらっしやいまして、「もう来月には開店したいんです」という方もいらっしやいました。既に工事をしてしまったというパターンも数件ございました。周知が足りていないというところも当然ありますので、周知には努めてまいりたいと考えております。

武野裕司委員 190 ページの中段、活動指標または成果指標のところ、令和7年度に5店舗となっています。各駅前では年に4回、フリーマーケットをやっています。そのときに空き店舗を利用して、当然お金も払います。単発でいいから空き店舗を利用してフリーマーケットができないかと思っているんですけど、その予算というのは、そのときにお金を払ったら対象になるんですか。

恒松恵子分科会長 示されている空き店舗の活用方法についての質疑と思います。

中村商工労働課主幹 委員がおっしゃったのは、空き店舗を持っておられる方から単発でお借りして、それに対する賃借料に対する補助ができるかどうかということだと理解しました。今回御審査いただいている補助金については、空き店舗に対する設備とか内装とかをリフォームしたり看板を付け替えたりという補助金で、単発の賃借料に対する補助は含まれておりませんので、この補助金の活用は難しいと考えております。

樫本真一委員 190 ページの人件費のところに11万8,000円とあるんですけど、この内容は何でしょうか。

中村商工労働課主幹 事務事業評価シートにある人件費のところは、全ての事業において担当課の職員が何人この事業に従事したかというものです。この事業ですと、商工労働課の職員のうち0.02人が従事したと。給与額については、全庁一律で市職員1人当たり幾らと決まっておりますので、それを基に計算したのが11万8,000円ということです。

矢田松夫委員 表題にリニューアルと書いてあるから、古いものを新しくして価値を高めると。全体で5件を目標とすると。厚狭駅周辺を見ると、さっき言ったように、空き店舗の対象があるのかと。どうしてもないような気がするんです。まず、これについて、調査をされてこのエリアに決められたのかを聞いてみたいと思います。

中村商工労働課主幹 対象となる空き店舗自体、件数はございます。あるんですけれども、所有者との交渉は各自でお願いしておりますので、市が間に入るということはやっておりません。貸してほしいからすぐ借りれると言われるとなかなか難しいんですけど、対象の空き店舗があるのは把握しております。

矢田松夫委員 70年以上住んでいるんだけど、このエリアの中では駅前ぐらいしかないと思うんです。リニューアルする空き店舗はないような気がするんですけど、それは見解が違うんでしょうね。「空き店舗等」の「等」の内容について回答願います。

中村商工労働課主幹 空き店舗等とは、3か月以上使用されていない空き店舗、6か月以上使用されていない空き家を指します。

穂本真一委員 191ページ、令和7年度の見込みで3件と出ていますが、この3件のエリアを教えてください。

蕎麦谷商工労働課商工労働係長 小野田駅前エリアが2件、セメント町エリアが1件、合計3件です。

中島好人副分科会長 192ページ、それぞれ四つの地域の地図範囲が示されています。それぞれ対象になる空き店舗等の把握はされているのでしょうか。

中村商工労働課主幹 空き店舗が対象になりますので、全てを把握できているかと言われると難しいところもあるんですけども、空き家の担当課になります生活安全課等々とも情報をやり取りしながら把握に努めているところです。特に、セメント町周辺については、重点的に把握するように情報共有しております。

中島好人副分科会長 小野田駅前の空き店舗が何件ぐらいあって、対象になるものは何件あるか、数字を書こうと思って質疑したんですけど、それを調べる必要はなかったということでしょうか。

中村商工労働課主幹 空き店舗については、毎年度、商店街の実態調査を行っております。厚狭駅商店街と小野田駅前商店街については、商工会議所と協力して調査をしております。店舗については、ある程度把握ができているところなんですけど、空き家は、外から見ても空き家なのか一時的に不在なのかが分かりにくいところもございまして、難しい面がございます。

中島好人副分科会長 それでは、空き店舗の例で分かるものがあれば教えてください。

工藤経済部次長兼商工労働課長 小野田駅前商店街の数字で申させていただきますと、今年度時点で6件ほど空き店舗があると御回答いただいております。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは、審査事業４２番の質疑は終了します。続きまして、審査事業
４３番について執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 ４３番、創業支援事業について御説明いたし
ます。資料１９６ページを御覧ください。この事業は、「山陽小野田市
創業支援等事業計画」に基づき、市・商工会議所・金融機関等が連携し、
創業希望者の掘り起こしや創業の支援を行うものです。指標として、創
業に関する相談件数、創業者数、創業応援事業補助金の交付件数を設定
しています。令和８年度予算額は、１９７ページに記載のとおり、創業
応援事業補助金が４５０万円、創業支援業務委託料が２７０万円で合計
７２０万円です。財源としてふるさと支援基金を充当しています。１９
８ページには令和６年度の事務事業評価シートを添付しています。いず
れの指標におきましても目標を上回ったことから、目標達成度はＡとし
ています。事業の具体的な内容につきまして、１９９ページを御覧くだ
さい。先ほど説明しました創業支援業務委託料２７０万円については、
小野田・山陽両商工会議所に委託して実施しており、その内容は、個別
相談会の開催、起業塾の開催、チャレンジショップの運営となります。
まず、①の個別相談会の開催についてです。これは中小企業診断士や税
理士、社会保険労務士、弁護士など、専門家による個別相談会の開催を
通じて、創業希望者の経営や財務、人材育成などの知識の習得や事業計
画の策定等を図っていくものです。令和６年度の実績では、相談会の開
催が９２日で延べ１７８名の支援を行いました。次に、②の起業塾の開
催についてです。これは、創業希望者を対象に創業に必要な知識等を学
ぶことができるセミナーを開催するものです。令和７年度は、基礎編と
して４回、応用編として２回開催し、１０１名の方に御参加いただきま
した。次に、③チャレンジショップです。これは、創業希望者を対象に
おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間、営業研修やテストマー
ケティングの場として提供するものです。令和４年度から実施しており、

これまで4名の方が出店されました。チャレンジショップを活用された後は、引き続き市内で店舗を構えて事業を継続されています。最後に、④創業応援事業補助金について御説明いたします。この補助金は、「山陽小野田市総合支援等事業計画」に基づく支援を受けて創業した人に対し交付するものです。対象者となるのは、創業後引き続き1年以上事業を営んでいること、今後も事業を継続する見込みがあること、個人事業主の場合は市内に住民票を有していること、法人の場合は市内に登録していることの全てに該当する方となります。補助金額は1年度につき10万円、3年間で総額30万円です。令和8年度予算額は、先ほど御説明しましたとおり450万円で45件を見込んでいます。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

恒松恵子分科会長 説明が終わりました。質疑はページを示されてからお願いします。

武野裕司委員 200ページ、創業応援事業補助金の交付ですけど、令和2年度は7件で、令和6年度は25件でありました。創業補助金が1件当たり10万円で、45件450万円となっております。この金額は10万円が限界なんではないでしょうか。もっと上げることはできないのでしょうか。

蕎麦谷商工労働課商工労働係長 こちらについては、御説明させていただいたとおり1年につき10万円で、交付の要件を満たせば3か年計30万円の交付というような補助金でございます。これに加えまして、先ほどの審査対象事業の御説明と重複します。今時点でこの10万円を増やすという話はしておりません。どちらかというと、3か年交付することで伴走的に創業者の方に寄り添って支援していくというところで努めてまいりたいと思っております。

穂本真一委員 199ページの「チャレンジショップ in おのさん」ですけど、おのだサンパークの家賃の支払いは各自が行うのでしょうか。

中村商工労働課主幹 家賃については、市から商工会議所に委託料を支払っているんですけども、その中に家賃補助が含まれております。

穂本真一委員 その金額は均一なんですか。それとも、特別価格で協力してもらえる金額なんですか。

中村商工労働課主幹 通常の家賃を出店者は優遇してもらっているかというところですね。格安にしているかどうかはお伺いしていないんですけども、使っていいところや家賃については、ある程度交渉に応じていただいていると認識しております。

恒松恵子分科会長 補助については、業種問わず一律という理解でよろしいですか。

中村商工労働課主幹 業種等によって違いを設けておりませんので、一律でございます。

中村博行委員 創業応援事業の補助金の対象者で、「市内に住民票」と記してあります。もう一つの創業支援のほうはそれがないんじゃないかと思えます。市外からこういった問合せがあるのか、ないのか。また、ある場合にはどのように対応されるのか、教えてください。

中村商工労働課主幹 創業に関する御相談については、県外から移住を予定している方や近隣の宇部市の住民の方からも寄せられることが結構ございまして、市内の方でも条件的に宇部市で出店したいというパターンもございまして、相談については特段居住地にこだわりなくお受けしているところです。ただ、創業応援金については、市内在住という条件を設けております。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは質疑を終わりました。続きまして、審査事業４４番、２０１ページから執行部の説明を求めます。

工藤経済部次長兼商工労働課長 審査事業の４４番、地域おこし協力隊による中小企業支援事業について御説明いたします。この事業は、物価高騰等の影響を受けた事業所からの相談や創業に関する相談が増えてきている中、地域おこし協力隊員を配置することで、これらの支援のより一層の充実を図るとともに、新商品開発につながるようなアイデア出しなど新しい事業の推進等を通じて、商業の振興、さらには地域の活性化を図っていくものです。指標としては、地域おこし協力隊の人数を挙げています。令和８年度予算は２０２ページに記載していますとおり７２３万５，０００円で、協力隊員１人当たり５５０万円の特別交付税措置がございます。事業内容につきまして、資料の２０３ページを御覧ください。この事業は、山陽商工会議所と委託契約を締結して実施しており、協力隊の受入れタイプとしてはＦＭスマイルウェーブで協力隊として活躍されている西広隊員と同じ委託型に分類されるものです。主な業務内容は、中小企業支援に関することとしています。令和８年度予算額の内訳は、隊員の報酬に係るものが５５３万円、活動費に係るものが１７０万５，０００円となっています。参考として、令和７年度の活動内容について記載しております。昨年８月に着任され、最初は商工会議所の会員企業への挨拶等を中心に、その後は会議所職員とともに諸行事への対応や相談業務に携わっていただいています。就任１年目は、まずは協力隊としての周知に努め、受入団体や関係機関等にその存在を知っていただくことが重要だと考えています。今後も中小企業支援に関する研修に努められ、中小企業の支援や地域の活性化に努めていただけることを期待していますので、商工会議所とも連携しながら取り組んでまいります。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。ただいまより質疑に入ります。

す。２０１ページから２０３ページまで、ページをお示しの上で質疑をお願いいたします。

武野裕司委員　２０３ページ、令和８年度の予算額は７２３万５，０００円ありますが、地域おこし協力隊にはバンドをやっている西広ショータさんと川上地区の林さんの２名がいらっしゃいますが、２人で７２３万５，０００円ということですか。

中村商工労働課主幹　この７２３万５，０００円は、山陽商工会議所にいらっしゃる方１名分の予算です。

矢田松夫委員　今回は１年雇用になっています。市長が許可すれば３年の中で、条例に基づいて１年としたということで、継続性を求めるならば最初から３年契約がいいと思うんです。１年と３年の違いを回答していただきたいと思います。

工藤経済部次長兼商工労働課長　地域おこし協力隊は、本市でいいますと３人目の方になるわけですが、それぞれ地域おこし協力隊の実施要領を定めた上で運営しております。１年の契約をして、市長が認める場合はその後も継続することができるよという中で運営していますので、取扱い要領に沿った運用とさせていただきます。

矢田松夫委員　活動期間は、市長が認めたら延長できると規則に書いてありますが、３年間の見込みがあるけれど最初は１年ということで継続していくという解釈でいいですか。

工藤経済部次長兼商工労働課長　おっしゃられるとおりです。３年間まで地域おこし協力隊特別交付税措置等、国の措置もついてまいります。隊員の御意向もございますが、市としては、まずは３年間一生懸命隊員として頑張ってくださいまして、できるならそのまま本市にお住みいただくこ

とがベストだと思っております。

矢田松夫委員 山陽商工会議所に1人の方を今回は1年間委託するとなっておりますが、前回の資料では、この方の報酬、職員手当、共済、旅費、需用費、役務費などの説明があった。今回はここに載っていない。203ページは内訳で報酬しか載っていない。あと委託料の活動費等になっている。この説明がないと質疑のしようがない。例えば、前回の10月から3月までの半年間の山陽商工会議所の方の内訳を見ると、役務費で通信運搬料が7万5,000円あるんだけど、これは何するのかというとパソコンを買うと言ったね。また、使用料及び賃借料で、機械器具借上料には車が入るんですかとか、建物借上料45万円は何ですかとか、いろいろ質問が出るけど、今回、情報公開で求めようと思ったらもう個人名が上がっているわけで、個人の報酬、賃金等については情報公開になじまないということになったわけです。でも、これを見ると全部個人情報になるわけね。そうしたら、公開に値するものになると思う。何で今回この委託料、活動費等を説明資料に出さないのか、まずそれを聞きましょう。

中村商工労働課主幹 積算としては、いわゆる給料に関するもの、当然、期末手当等も含まれているんですけど、給料に関するものと社会保険料に関するもの、それから活動費に関するものがございます。資料には、人件費に関するものと活動費に関するものということで載せております。ただ、その活動費のところは、もしかしたら以前の説明の資料の中には、例えば車を借りますとか、パソコンを借りますとか、家賃の補助を出しますとかがあったかもしれないですけども、実際は必要に応じて使っていただけるようにしておりまして、市から「これに幾ら使ってください」と指定しておりませんので、予算の資料上は内訳を出していないという状況でございます。

矢田松夫委員 雇用型ですから、不用額が出れば商工会議所の費用に入るとい

う理解でいいですか。

中村商工労働課主幹 使った活動経費は、年間通じて報告を頂きます。残りを全部商工会議所がもらうということではなく、必要なものを必要な範囲で使っていただいて、残りは精算で返していただくという認識でございます。

矢田松夫委員 返してもらうんやね。例えば、僕が聞くと、パソコンなんかは人のものを使っていると。そうすると役務費か需要費かは知らないけど、要らないようになるよね。車は、例えば、商工会議所の車を使うと自分が借り上げなくていいね。家賃も6万円のところを5万円にしたら1万円残るよね。使わなければ市に返還するということですね。

中村商工労働課主幹 不用となったものは返金していただきます。

中島好人副分科会長 この事業の財源は、市の一般財源ですね。委託事業でお金を出しますよと。要するに、商工会議所の職員を地域おこし協力隊で採用して、人件費を市が出しますよという内容ですね。市がお金を出して内容は商工会議所に任せるわけですよ。結果の状況とか成果とか報告は求められるような内容になっているんですか。

蕎麦谷商工労働課商工労働係長 活動の報告等々を求められるかという質疑だと理解しているんですが、先ほど説明がありましたように、実際に協力隊として業務を行っていただいて、かかった費用が幾らぐらいという内容も含めて報告していただきます。不用となった分を市にお戻しいただくというところで、そのタイミングにおいて活動の実績報告等も頂くこととしております。

矢田松夫委員 商工会議所の職員と今回のこの雇用型についていろいろ話をするんですけど、例えば、去年の年末に人事院勧告で賃金が上がったけれ

ど、今いる職員は賃金が上がってないと。今回の報酬で行くと、大体2人分ぐらい雇用できるような報酬をもらうと。しかし、経験年数は1年もたっていないと。片や20年30年といったあつれきというのか……そのことだから関係ないよと言えばそれで済むけど、どうも心情的に合点が行かないね。

工藤経済部次長兼商工労働課長 矢田委員が御心配されていらっしゃるのは先方と話をされてのこともあろうかと思いますが、市といたしましては、地域おこし協力隊の隊員を、その制度に基づきまして委託型として商工会議所に派遣をしておるという立ち位置になります。当然、しかるべき給与は市で決めた額を払っております。委託型で派遣先の職員との間で乖離がある点につきましては、いかんとも申しがたいと思っております。市としては、必要な経費と認めた経費をしっかりお支払いさせていただくというところで考えております。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業44番につきまして質疑を終了いたします。それでは予算書の審査に入る前に、11時まで休憩としたいと思います。

午前10時48分 休憩

午前11時 再開

恒松恵子分科会長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。では、商工労働課所管部分の予算書につきまして審査をいたします。予算書70ページから75ページの2款総務費、1項総務管理費、8目財産管理費のうち、73ページ、24節積立金のうち、下から4番目の労働施設積立基金積立金、一番下の新幹線厚狭駅整備基金について。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、このページを終わりにして、続きまして、178ページ、5款労働費1項労働諸費。178ページから183ペー

ジの上段まで。ページと場所をお示しの上、質疑をお願いします。

矢田松夫委員 181ページの労働会館指定管理委託料に関連するんですが、今年度は設備の保守改修等は予定されていないのか、まずお尋ねします。

中村商工労働課主幹 労働会館につきましては、予定している設備の修繕等はありません。

恒松恵子分科会長 労働諸費、負担金補助金も含めて、そのほかに質疑はありますか。

中村博行委員 今の労働会館ですけど、以前、功労者というか優良職員というか、そういう表彰があったときに床で滑って転んでしまったケースがあるんですよね。それはもう改善されているとっていいですか。

蕎麦谷商工労働課商工労働係長 労働会館で、以前は優良勤労者表彰式を開催してまして、令和6年からAスクエアに会場を変更しております。会場が変わったことで、表彰式時においての滑りといったことはないですが、平成31年頃にそういった滑る事案を聞いておりましたので、指定管理者や常駐している管理人の方にワックスをかけるときに滑り過ぎないようになどといったところは、より注意しながら事故が起きないように指導しておったところでございます。

中島好人副分科会長 同じく183ページに貸付金という形で勤労者緊急小口資金の貸付け制度がありますけれども、この件数等の実績状況は、どのようになっているのか、その点について教えてください。

蕎麦谷商工労働課商工労働係長 この勤労者緊急小口資金ですが、融資の利用申込みがあった際に発生してくる事務でございまして、こちらについては、令和2年度に1件の申請がございました。その1件について、御利

用の方が順次返済をしておるというところでございます。令和6年度末の残高も僅かになってきており、ここ数年、特に他の新規の申込みはないということになります。

中島好人副分科会長 このたびの件数はどのぐらいを見込んでおられますか。

中村商工労働課主幹 勤労者緊急小口資金のほうでよろしかったですか。（うなづく者あり）こちらについては、300万円までの貸付けが可能な予算としておりまして、限度額がそれぞれ種類によって、生活向上資金であれば100万円というものがございますので、一応300万円までは融資可能な予算としております。生活向上資金であれば3件分まで貸出しが可能でございます。

恒松恵子分科会長 そのほか、183ページまで、労働諸費の質疑はよろしいですか。

矢田松夫委員 今の件ですが、小口資金貸付預託金の件で、今回100万円となっています。私の調査に間違いがあったか分かりませんが、令和6年度決算は8,200万円となっています。これは、もしこの100万円の枠で、増えた場合は増額もあり得るということでもいいですか。

恒松恵子分科会長 予算に係るものをお願いします。

中村商工労働課主幹 令和6年度決算が、すみません、手元になくてすぐ出てこないんですけど、恐らく8万2,000円とかじゃないですか。

矢田松夫委員 今の質疑は撤回します。

恒松恵子分科会長 そのほか、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、200ページ、7款商工費、1項商工費、1目商工

総務費。２００ページ、２０１ページは、主に給与になります。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、２０２、２０３ページ、質疑はページ数とあらかた場所からお願いします。

中村博行委員　２０３ページ、デマンド型交通運行業務委託料の内訳を教えてください。厚狭のほうね。

中村商工労働課課長補佐　デマンド型交通運行業務委託料の内訳でございますが、厚狭北部地域のデマンドが９７０万円、高泊のとまり号が６２０万円で、計１，５９０万円でございます。

矢田松夫委員　この委託料が若干上がっていますが、これはやっぱり燃料費と理解していいですか。

中村商工労働課課長補佐　ただいま申し上げました厚狭北部の殿様号、姫様号のデマンドにつきましては、来年契約が更新となりまして、業者に見積りを確認しましたところ、委員のおっしゃるとおり、人件費の高騰とか物価の高騰とかにより見積額が上がっているため、予算額も上がっているというところでございます。

中村博行委員　その下の地方バス路線維持費についてもちょっと上がっていますが、地方バス路線維持費補助金も同様に予算額が増額されたと考えていいですか。

中村商工労働課課長補佐　地方バス路線維持費補助金につきましては、こちらの内訳で１億３，７００万円が市内を運行するバス事業者への赤字補填額への補助でございまして、残りの８８３万３，０００円が以前に車両リースしましたコミュニティバスのいとね号とねたろう号のリース料でございまして。こちらのリース料が、来年度は計画上、少し上がっておりますのでその部分の増額ということで、バスの補助金については前年度

と同額でございます。

矢田松夫委員 205 ページですが、理科大の市内定住促進は今回の予算に載っていませんが、廃止されたということでしょうか。

中村商工労働課主幹 令和6年度まで、山口東京理科大学学生の定住に対する委託料を計上しておりましたが、令和7年度からは計上しておりませんので、事業を終了した令和7年度からはございません。

恒松恵子分科会長 そのほか、203 ページの小野田線の活性化事業の負担金が随分増えております。今、美祢線ばかりの話になっていますが、小野田線についての予算の考え方を教えてください。

中村商工労働課課長補佐 御指摘のありました小野田線の活性化、事業負担金につきましては、来年度333万円ということで、かなり増額をさせていただいております。こちらにつきましては、本年度から小野田線の利便性向上に向けた実証事業を行っていきまして、こちらが小野田線の共通乗車、鉄道とバスの共通乗車で、小野田線の定期をお持ちの方が漏れなく、並行して走る船鉄バスにも乗れるという実証が一つと、もう一つは、小野田線の最終便、9時台と10時台を往復1便増便しているという実証事業を昨年10月から実施しております。これを来年度は1年間実証を継続して行うということで、金額が増額となっておりますのでございます。

恒松恵子分科会長 この負担金割合につきましては、山陽小野田市近隣市町も同じような負担があるのでしょうか。

中村商工労働課課長補佐 こちらは、市ですと、宇部市と山陽小野田市で一部負担しておりまして、この割合は、山陽小野田市が9で宇部市が1ということで、9対1の割合となっています。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）２０４、２０５ページ、商工費までで質疑はありますか。今、審査もしました負担金補助金がございます。

中村博行委員 ２０３ページに戻ってもらって、金額はそんなに大きくないですけど、石油基地自治体協議会負担金があります。西部石油の関係で、今後この項目はどういうふうになるかお聞かせください。

河口商工労働課企業立地推進室主任主事 御質問のあった協議会の件では、今年度、市長は副会長を務めておりまして、現状、西部石油は石油精製の廃止をされておりますが、本協議会の退会等を検討しているところではございませんので、今後も同様の額の会費をお支払いしていく予定でございます。

恒松恵子分科会長 そのほか、商工費の質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、歳出に関する商工労働課所管の質疑は終わります。歳入に入ります。歳入の２４ページから２７ページの２６、２７ページ、１４款使用料及び手数料のうち、労働使用料、商工使用料、よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、３０、３１ページの手数料のうち、５目商工手数料、申請手数料５万５，０００円。（「なし」と呼ぶ者あり）そのほか、商工費の県補助金、３８、３９ページ、１６款県支出金、２項県補助金、５目商工費県補助金、広域乗合バス地方消費者行政推進事業。

矢田松夫委員 ２７ページ的能力開発支援センター施設使用料の中で、この使用料そのものについては、別段質疑はないですが、この能力開発支援センターの予算はどこにあるんですかね。この使用料は収入だけでしょう。

恒松恵子分科会長 労働使用料のうち、雇用能力開発支援センターについて、

収入支出、歳入、歳出合わせて説明があれば。

中村商工労働課主幹 歳出予算ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

178ページからの5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費の中に雇用能力開発センター運営業務ということで含まれております。

矢田松夫委員 前々から委員会の中で言ってるんだけど、支援センターの道路側の塀が斜めになっているよね。「早く修繕してくれ」と言ったら、これは令和3年度だけど、「来年度以降、業者と相談し、適切な予算要求をしていく」という回答があるわけです。それをどこでどのようにするのか、僕は言い忘れたけど。

恒松恵子分科会長 雇用能力開発センターについてはお答えできますか。

高橋経済部長 御指摘のブロック塀の危険性につきましては、現状をよく把握しております。今年度、突っかえ棒のような鉄のパイプを一番倒れそうな3か所に実施しておりますので、これでしばらく様子を見たいと思います。

恒松恵子分科会長 それでは、歳入の38、39ページの質疑はよろしいですね。諸収入のうち、46、47ページ、3項貸付金元利収入のうち、2目労働費貸付金元利収入、3目の商工費貸付金元利収入。続いて、50、51ページの雑入の5節労働費雑入、電気料。7節商工費雑入。（「なし」と呼ぶ者あり）ここで、商工労働課所管部分の歳入は終わりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは、審査番号5番について、終了いたします。ここで職員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

恒松恵子分科会長 それでは休憩前に引き続き、分科会を再開いたします。審査番号 2 番の予算書の審査に入ります。審査を前に、金曜日の質疑に対する執行部からの御回答をお願いします。

大和土木課長 審査事業 46 番、河川しゅんせつ事業の審査において、208 ページの評価の有効性の項目が 3 点となっている理由について、説明をさせていただきます。208 ページの評価の項目の中の有効性のところについてです。こちらの項目につきましては、どれも 5 点、3 点、1 点の評価点であるものとなっております。この河川しゅんせつ事業については、防災事業ではありますが、災害を防止する予防保全の要素が強い事業であります。項目の中の事業の優先度については、まさに災害が発生していたり、災害が起こる寸前という逼迫した状態で、災害復旧など速やかに実施しなければ市民生活の安全が図れない事業というのが 5 点に当たりますが、この事業につきましては予防保全であることから 3 点となっています。次に、行政評価との整合性につきましては、事業実施することで効果が非常に高い事業に 5 点がつきます。こちらの事業につきましては、効果は高いが災害復旧のように非常にではないという判断で 3 点となっています。次に、手法の有効性につきましては、目標を達成することで総合評価を進める効果が非常に高い事業に 5 点がつきますけど、これも非常に高い事業までではないという判断で 3 点となっております。説明は以上です。

恒松恵子分科会長 以上、208 ページの説明がございました。質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では質疑はないようですので、予算書の審査に入ります。初めに、歳出の 70 ページから 75 ページまでのうち、総務費、1 項総務管理費、24 目積立金の津布田 1 丁目かんがい排水施設維持管理運営基金積立金。73 ページの下から 2 行目になります。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、112 ページ、

113ページのうち、住居表示整備業務、2目住居表示整備費になります。

中村博行委員 これは計画的にやられていると認識しておりますが、今年度はこういった地区を予定されていますか。

三塩都市計画課都市整備係長 令和8年度の対象区域としましては、日の出1丁目から4丁目、旭町1丁目、新生1丁目から3丁目、緑が丘、青葉台、上の郷の区域となっております。

恒松恵子分科会長 そのほか、住居整備についてはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、208ページ、8款土木費、1項土木管理費、1土木総務費から土木総務費、210、211ページまでのうち、土木管理費、土木総務費についての質疑を求めます。21目賠償金20万円の詳細が分かればお願いします。

大和土木課長 賠償金の20万円につきましては、市道において事故等が発生したときの相手に支払うための賠償金として20万円を枠で取っている状況です。

恒松恵子分科会長 枠取りということです。そのほか、よろしいですか。

矢田松夫委員 215ページの12委託料で……。

恒松恵子分科会長 まだ、土木管理費、土木総務費まででございます。では、こちらの質疑はよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、212、213ページの中段まで。道路橋りょう総務費についての質疑はありますか。あわせて、2目の交通安全対策事業費、一緒に216、217ページの道路新設改良費まで。

中村博行委員 215 ページ委託料で、草刈り等委託料1,600万円。これは山陽側だけだと思っていますけども、各自治会に委託されていた分で、高齢化によりそういったものを市に返すなど、もう自分たちの自治会では対応できないというような話がぼちぼち出てくるんじゃないかと想定しますが、そういう話は聞かれていますか。

大和土木課長 委員のおっしゃられるように、高齢化によって、自治会がされていた分についてちょっと難しいっていう相談もあることはあります。そういう自治会に対しては、予算のほうの限りもありますので、業者発注というのはもうある程度決まった路線で発注しております。自治会のほうで取りやめるところにつきましては、職員でするような形になりますので、自治会がされるほどのところまでの草刈りはできなくなる可能性が高いということでその辺の説明もしまして、それでも納得していただければ職員で対応しますという回答をしております。

矢田松夫委員 非常に理解のできるところとできないところがあるけど、実際に市の職員がやるということで済むんですかね。やっぱり生活道路なんかはいわゆる自助。自分の道は自分できれいにするというのが本来原則で、市の職員でやりますよっていうことが僕はどうなのかなと思うんだけど。そういうことで自治会はもういいですよ、市の職員でやろうって言って、中村委員が言うように高齢化でほとんどのところがそうなってくると、市の職員の本来の仕事はできないと思う。だから、それをどうにかする方法はないですかね。

大和土木課長 矢田委員のおっしゃるとおりで、職員が実際に草刈りをするというのは、通常の業務もありますからなかなかお応えできないところもあります。例えば、自治会のほうで難しいとなったところについては、RMOの組織がありますので、できればRMOのほうで相談していただいて、当然自治会の生活環境に伴うものですから、なるべく自治会など

地元のほうでやっていただくのが一番かと思っております。

矢田松夫委員 実は昨日、うちの自治会の中でも、もう市の職員がやりますよと報告しているわけよね。年に1回、10月に市の職員が来てやりますよって、そういうことで許されるものかなって僕は思う。そして今度自治会の委託料は自治会長と市のほうで契約を結びますよね。自治会の市道だから自治会で契約する。そういうところはRMOでできるのか。できないと思うよね。あくまでも自治会と市のほうで契約になっていますので、もうそういうことはやめにして、とにかく自治会でやってくれというようにできないですかね。できないと皆さん、本当に大変ですよ。

大和土木課長 これからの運営について、今後課題として内部で検討していきたいと思います。

中島好人副分科会長 草刈りについては、山陽側との今までの経緯がありますし、小野田側については自治会でやっているところがほとんどという状況もあるわけです。ですから、その辺ではうかつに市でやりますというようなことはやっぱり避けたほうがいいんじゃないかな。それぞれの状況を見た全体的なバランスなどいろんな状況があらうかと思うんで、今後検討する課題ではあるんじゃないかと思います。これは質疑じゃないですけど。私が言いたかったのは、その下の今、凍結の関係で、凍結防止剤が箇所箇所に置かれていますけども、今日の暖冬によって従来の見直しをやっているのかどうか、その辺は今の形からずっともう変わらないのか、何か変化されているようなことになっているかどうか、その辺について状況はどうでしょうか。

大和土木課長 凍結防止剤の設置につきましては、毎年しているところですけど、暖冬なのかどうかはちょっと分かりませんから、11月、12月ぐらいに設置をします。暖冬で使わないものにつきましては、3月後半に回収をします。今年度も追加で置いてほしいというところもありまし

たので、その辺は対応させていただいている状況です。

恒松恵子分科会長 そのほかに 215 ページ。216、217 ページまでの土木費関係の質疑はありますか。

穂本真一委員 215 ページの 13 の使用料、賃貸料で、この機械器具は何ですか。

井上建設部長 13 節の機械器具借上料 148 万 2,000 円は公用車のリース料になります。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では続きまして、8 款土木費、3 項河川費、河川管理費、砂防費まで。218、219 ページの真ん中まで。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、218、219 ページの港湾費まで。（「なし」と呼ぶ者あり）220、221 ページの上段まで。（「なし」と呼ぶ者あり）では続きまして、8 款土木費、5 項都市計画費、1 目都市計画総務費、222、223 ページの下の方の緑地公園費を残して、都市計画総務費全般。

中村博行委員 223 ページの負担金、補助及び交付金のところで、厚狭駅南部地区の定住奨励金は、前年度で終わって今年度はないという理解でいいですか。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長 令和 8 年度については、この事業が令和 3 年から今年度までの事業としてスタートした経緯がございますので、来年度の予算は計上しておりません。

矢田松夫委員 令和 8 年 3 月 31 日で、一戸当たり 20 万円交付された駅南の定住奨励金は廃止をされた。非常に危険な地域で水没することもあり、結局、事業そのものにあまり効果がないということで、今回廃止された

という理解でいいですか。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長 こちらのモデル地区内に公立保育所であったり、県営住宅であったり、施設が整備されましたので、その影響による今後のまちづくりで、どういうふうに市街化が進んでいくかを当面見ていきたいと考えております。

恒松恵子分科会長 では、次の２目の緑地公園費、２２４、２２５ページ。併せて、２２６、２２７ページの上段までの緑地公園費についての質疑はありますか。

矢田松夫委員 今年度は江汐公園の管理指定委託料が出てるんですけど、前々から問題になっているトイレの改修等については、考えているのかいないのか、お答え願いたいと思います。

恒松恵子分科会長 予算に入っているかということでございます。

村上都市計画課管理緑地係長 現時点において、大きな施設の改修計画はございません。

矢田松夫委員 ないなら困るんだけど、冷暖房よりトイレの臭いをどうにかしてくれという声が一番多くあります。ぜひ検討していただきたいと思うんだけど、計画がないならしょうがないです。それから街路樹管理委託料は管理計画に基づいて管理計画を出されたよね。それで委託料が１，８００万円から２，６００万円に上がったという理解でいいですか。

三塩都市計画課都市整備係長 街路樹管理委託料の予算増額について、委員がおっしゃられますとおり、近年街路樹の巨大化が進んでおりまして維持管理に要する費用も増大してきている傾向にございます。街路樹管理計画に基づいて維持管理の縮減を目的に、既存の街路樹を間伐するなどし

まして、維持管理費の低減を今後検討していきたいということで予算計上しております。

中島好人副分科会長　公園の委託関係は今、本山公園をやってますけども、この本山公園についての委託料というところにはちょっと見当たらない。その辺についてはどういうふうになっていますか。

恒松恵子分科会長　委託でなくて多分工事請負費の中で、トイレ等の改修は地元等が望まれていると思うんですが、今年度に計画の予算があればという質問です。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長　くぐり岩の整備事業ということで本山岬公園の整備の話かと思います。こちらについては、なかなか予算確保が難しい状況にあって、今後の見通しというのは、現段階お答えが難しい状況ではあるんですが、当該事業の重要性も十分理解しておりますので、今後引き続き財源の確保など、内部での調整を図って進めていきたいと考えております。

矢田松夫委員　委託料の中でもあるかよく分からないけど、スマイルエイジングパーク健康遊具の利用率は調べておられるのか。それから、今年健康遊具の設置の方向性があるのかないのか、お聞かせください。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長　健康遊具の設置の利用率ということで、私たちも誰が何人使っているかという状況をなかなか確認することができておりません。たまたま現地に赴いたときに利用されているケースもございますし、遊具の中でも利用頻度が高いもので一部修繕対応を取ったものもございます。比較的、皆さん御利用いただいているという認識ではおります。健康遊具の新たな設置については、現状では具体的にいつどこにという計画が特にございませんが、今後の対応については、また検討していきたいと考えております。

恒松恵子分科会長 ２２６、２２７、２２８、２２９ページの都市計画費上段までの都市計画課に係る支出についての質疑はよろしいですか。

中村博行委員 資料から質疑いたします。補足資料の１の３で、小野田港の泊地のしゅんせつがあります。小野田港については、大がかりなしゅんせつということで国や県に要望されていると思いますが、これはこの一端ではないのかどうか。

大和土木課長 すみません。最後もう一度質問をお願いします。

中村博行委員 補足資料１－３の小野田港の単独港湾改修で、結局泊地のしゅんせつということですが、大がかりな小野田港についてのしゅんせつの要望を、市から県や国に出されていると思うんですね。その一端でここから始めるということではないのかどうかということなんです。

大和土木課長 小野田港のしゅんせつの事業につきましては、国や県に要望しておるところですけど、令和６年度で東沖のほうの泊地しゅんせつは完了しております。令和７年度は県のほうで大浜地区の泊地についての土砂の堆積量を測る測量調査をしております。県事業なので県の説明では、令和８年度は大浜地区の調査の結果を受けて、しゅんせつの作業が実施できるように予算の確保に努めていると聞いております。大浜地区について終われば、そのあと小野田港、本港に移るのではないかなとは思っていますけど、それもまた今後引き続き継続して要望したいと考えております。

恒松恵子分科会長 そのほか、土木課から提出された補足資料もございますが、また最後にありましたらお願いします。それでは、歳入に入ります。歳入のうち、２４、２５ページの１２款交通安全対策特別交付金、１３款分担金及び負担金の土木費負担金、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ

者あり）次に、２６、２７ページの土木使用料、１４款使用料及び手数料、１項使用料の７目土木使用料、行政財産使用料まで、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）続きまして、３０、３１ページ、使用料及び手数料、２項手数料、６目土木手数料。上の土木管理手数料から都市計画手数料まで。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、３２、３３ページの１５款国庫支出金、２項国庫補助金のうち５目土木費国庫補助金。（「なし」と呼ぶ者あり）社会資本整備交付金もよろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、１６款県の支出金、２項県補助金のうち、６目土木費県補助金、３８、３９ページのうち２目の道路橋りょう費県補助金、石油貯蔵施設立地対策等補助金については、先ほど西部石油撤退の影響はないとのことでしたが、今後もこの補助金は引き続きの予定でしょうか。

大和土木課長 こちらの補助金がある限りはこの補助金を利用して活用して事業を進めたいと考えています。

井上建設部長 今後の見通しについてはどうかという御質問だと思います。担当課の商工労働課に伺ったところ、今のところはなくなる、減額という話までは来ていないと聞いておりますが、それ以上のことは建設部では把握しておりません。

恒松恵子分科会長 続きまして、４０、４１ページの１６款県支出金、３項委託金、５目土木費委託金、１節都市計画費県委託品。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、１７款財産収入、２項財産売払収入のうち土木課、都市計画課に係る部分。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、１９款繰入金、１項基金繰入金。４４、４５ページの津布田１丁田かんがい排水施設。（「なし」と呼ぶ者あり）次に、２１款諸収入、５項雑入、８節土木費雑入からコピー料、図録売払金。５３ページの公園維持管理費負担金まで。（「なし」と呼ぶ者あり）５２、５３ページ、一番下の１項市債、５節土木債、急傾斜地崩壊対策事業債と併せて、５４、５５ペ

ージの２節道路橋りょう債、３節河川債、４節港湾債、５節都市計画債。
最後の２節公共土木施設災害復旧債４７０万円まで。土木都市計画課土木課所管部分の予算書、補足資料も含めて。

矢田松夫委員 江汐公園の整備積立基金は、予算書に出ないといけないけど、ページでいうとどこですか。４４ページには出てないんだけど。

恒松恵子分科会長 ７４、７５ページに江汐公園施設整備基金積立金、あと添付資料で基金の状況として頂いております。

矢田松夫委員 約９，０００万円近い積立金は何に使うんですかね。大体は、維持管理だろうと思うけど、さっき言った街灯やクーラーよりは、便所を早く改修してほしいという声が強いけど、こういった目的には使えないですか。

恒松恵子分科会長 江汐公園施設整備基金についての考え方をお願いします。

立野都市計画課課長補佐兼計画係長 こちらの基金が、江汐公園には三つの橋りょう、江汐湖橋、冒険の森、江汐大橋がございまして、橋りょうの大規模な改修に備えて予算を積み立てているものです。基本的に目的が橋りょうのためのものがございますので、基本的にはその目的のために歳出していくという考えでいます。

恒松恵子分科会長 そのほか、資料も含めて質疑はよろしいですか。

中村博行委員 戻って申し訳ないですけど、４３ページの先ほどの土地売払い収入で６，４００万円が出ています。私有地がたくさんあると思うんですけど、その中のどの地域になるのか教えてください。

恒松恵子分科会長 これに土木課、都市計画課の係る部分があれば、お答えい

ただけたらと思います。

井上建設部長 17款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入の中に建設部関連のものがあるかというお尋ねですけども、該当するものはありません。

恒松恵子分科会長 物品売却収入に関連するものがあれば教えてください。

井上建設部長 物品売却収入は、自転車の売却、市営駐輪場の放置自転車をスクラップとして売り払ったときの雑入として計上しております。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは審査番号2番。都市計画課、土木課所管部分について終了いたします。今から休憩を取りまして、13時10分からの再開としたいと思います。お疲れさまでした。

午後0時7分 休憩

午後1時10分 再開

恒松恵子分科会長 産業建設分科会を再開いたします。それでは、審査番号3番、審査事業47について、執行部の説明を求めます。

島津建築住宅課長 それでは、審査事業47、住宅リフォーム資金助成制度について御説明いたします。予算審査資料213ページから222ページに事務事業調書、事務事業評価シート、リフォーム資金助成事業の実績、令和7年度の事業の利用者及び施工業者へのアンケート結果、総務省のホームページに掲載されております経済波及効果の簡易計算ツールを掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましては、地域経済の活性化と住環境の向上を図るため、市民が所有し、

居住する既存住宅の改修工事を行う場合に助成金を交付するものです。対象工事は、老朽化や災害等による修繕、補修及び模様替えに係る１０万円以上の工事としており、様々なリフォーム工事に対応できる使い勝手のよい制度となっています。また、助成対象工事を２月末までに完了する工事としているため、申請受付は１月末までとしています。令和８年度も今年度と同様、住宅リフォーム助成金として１，２００万円の予算を計上しております。資料の２１６ページを御覧ください。予算につきましては、平成２５年度以降、１，０００万円を確保し、事業を実施してきましたが、近年は、９月、１０月頃には予算額上限に達し、受付を終了している状況でした。令和７年度は、２００万円予算を増額した結果、１月２７日まで申請を受け付けることができました。資料上段の表の予算額に対し、助成金額が下回っている原因は、受付終了後に工事が中止になるなどの原因によるものです。資料の２１７ページからは申請者及び施工業者のアンケート結果を掲載しておりますが、施工業者のアンケート結果から、仕事の増につながったという回答が８割、新規顧客ができたが約５割あること、予算上限までリフォームが行われていることから、地域経済の活性化と住環境の向上という制度の目的を達していると判断しているところです。また、申請者、施工業者のいずれとも、ほとんどの方が制度の継続を希望されています。最後に資料の２２２ページを御覧ください。実施されたリフォーム工事が全て新規需要というわけではありませんが、助成額１，１９３万円に対し、工事金額が１億９，５８３万３，０００円、波及効果の計算結果が３億６，０００万円となっています。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。それでは質疑に入ります。

２１３ページから２１５ページ、資料も含めて、ページ数をお示しの上、質疑をお願いいたします。

武野裕司委員 ２１３ページの助成金のことです。工事費に対して限度額７万円であります。先ほど午前中も質疑をしたんですけど、物価高だから工

事が10%に対して7万円の限度は、ちょっと少ないかと思っています。
これを増やすことはできないですか。

恒松恵子分科会長　そもそもの金額設定についてでございます。

武野裕司委員　7万円ではちょっとどうかなというところがあるんですけど。

島津建築住宅課長　資料の216ページの実績を見ていただきたいんですが、平成21年度及び平成22年度については、確かに上限額は10万円でした。その後、財政状況の悪化によって、全てとは言いませんが、補助金のほとんどが減額になったということがあり、それ以降については上限額を7万円としております。

穂本真一委員　218ページのアンケートの御意見の中で、雨漏りの場合は、助成の決定を早くしてほしいという要望があったみたいで、いろいろ御意見を頂いておりますが、アンケートの声は生かされているんでしょうか。確認させてください。

島津建築住宅課長　確におっしゃるとおり、申請から内示額の決定まで、日数がかかっています。補助金を交付する場合に市税の滞納がないこと、暴力団員でないことという条件がございます。申請に当たっては、税金を調べること等の承諾書を御本人に出していただいて、税務課に照会をかけて未納がないことを確認した後に、内示額決定を出してから工事ということになりますので、申請してすぐに出すということにはならないかと思います。暴力団等については、警察に照会をかけておりますが、これについては、内示額決定のときには出てないこともございますけども、そこは省略して、なるべく日数を短くして申請者の方に早く決定を出すということで、事務の簡素化を図っているところでございます。

中村博行委員　建設山口等々から議会のほうに要望書が出されておりますが、ま

ず、これは市のほうにも同じようなものが行っているかどうか、お聞きします。

井上建設部長　市長宛てにも同じ文書を頂いておりまして、私が立ち会っております。

中村博行委員　これは、ずっと毎年、出されてきていると思うんですけども、今回は前回と似たような感じで、3点ほどありました。まず1点目は1, 200万円から1, 500万円にということと、2点目は先ほどありましたように7万円を10万円ということと、3点目は申請受付期間を延長してくださいというような要望が出ておりますが、それぞれどういうお考えかをお聞かせください。

島津建築住宅課長　1番と2番は関連することだと思いますので、まず3番の申請受付期間を延長してくださいということでございます。どうしても工事が終わってから補助金を払うので、一番遅い人で3月の第2週ぐらいになると思うんですけども、そういった関係で対象工事は2月末に完了する工事、申請期間の受付が1月末までとしております。昨年度までは、9月、10月に受付が終わっていた関係で、この申請受付期間を延長してくださいというのが入っているのではないかと思います。今回、議会からの意見もありまして予算を増額した結果、1月末の申請締切り終了直前、1月27日に最後の申請が出て締め切ったところでございますので、3番については今のままで問題なかろうかと思います。助成金の上限額を10万円に引き上げていただきたいということですが、補助金ですから、もらう方は多いほうがいいのは当然だろうと思います。ただ、市には何百という補助金があるかと思いますけども、リフォームだけを増額するという理由としては、ちょっと弱いのかなとは思っています。実際にアンケートを取ってみますと、助成金額に対して満足、やや満足、それから普通というような回答が申請者で約7割、施工業者で約8割ということがございます。もちろん改善するに当たっては、補助金

を増やしてくれというのは当然出ておりますけども、現在7万円でやっても、リフォームについてはかなりの需要があって、予算上限額に行くまで申請があるという状況です。最後に波及効果の表も出しておりますけども、現在の制度でこれぐらいということで、補助金を増やせば費用対効果は当然悪くなるという状況があります。どちらにいたしましても、今回200万円増やしたばかりというところもありまして、今すぐ10万円に上げるというようなことは考えておりません。

中村博行委員 次に使い勝手についてお聞きします。連続して制度が使えないということがあろうかと思いますが、やはり家屋のリフォーム修繕等になれば、屋根天井、そして床、関連した工事を望まれることが多いと思います。それについて、なかなかできないというようなことも耳にしておりますけど、その辺の対策というのは何かお考えですか。

島津建築住宅課長 リフォーム助成制度は、かなり人気の制度であります。財源については一般財源ということでありますから、市の限られた予算の中で、なるべく多くの市民の方に使っていただきたいということで、連続しての使用については御遠慮いただいて、また1年空ければ利用できるという条件を設けまして、なるべく多くの方に利用してもらうというような考えでやっております。

梶本真一委員 221ページ、同じくアンケートの答えの中で、業者の答えだと思うんですけど、申請、完了、請求の3回を2回にしてほしいという声があると思うんです。この完了報告と請求を同じにして効率化を図ったほうがいいのではないかなと思うんですけど、できない理由があれば教えてください。

島津建築住宅課長 工事ですから途中で変更になったり、金額が変わったり、内容が変わったりということもございます。その結果、もともと内示していた金額と変わった場合に、同時に請求書も頂いていたらトラブルに

なりかねないということで、一旦完了届を出していただいて、ちゃんと対象となっているような工事が行われているかを確認した上で決定通知をお送りして、それに基づいて請求書を出していただくというようにしております。

中島好人副分科会長 1, 000万円から1, 200万円に200万円増額で事業が行われてきたわけですが、増額の根拠というのは、要するに1, 000万円の限度額を超えるとやりたい事業は打切りだけでも、希望者件数があると。そういう中で、希望者が事業を行われるためには増額が必要ということで、200万円増額できたわけです。現在、このことによって待機者の数字が出るかどうか。要するに、打ち切った後も希望者をどのくらい受けるのかという点が気になっているんですけども、その辺の数字は出ますでしょうか。

島津建築住宅課長 具体的に数字を取っているわけではございませんが、確かに打ち切った後にリフォーム助成についての問合せもございます。そのときには、もう今年度は受付が終了になりましたので、来年度の4月からまた募集をかけたときというような御案内をしております。ただ、件数と言われましても、週に何件かはリフォームについての問合せがございます。

中島好人副分科会長 このたびは予算で決算とは違うので、そういう数字はここで示されない点もあろうかと思えますけども、その辺のところはやはり注視していただきたい。それで、200万円の効果としては、216ページの下段に件数として黒と赤で分かれていますけども、一番下を見ると、黒の184件と赤の218件の差が200万円増額した分と見てよろしいでしょうか。

島津建築住宅課長 副会長がおっしゃられたのは申請件数になります。助成件数としては、令和6年度が177件に対して、令和7年度が210件で

すから、200万円増やした結果、件数で33件増えています。昨年度は、10月8日には予算上限まで行って受付を終了したんですけども、令和7年度は1月27日、1月末が受付の終了ですので、その直前まで申請を受け付けることができました。昨年と比較すると、10月8日から1月27日までの間で33件ほど増えて、助成金が200万円有効に使われたということになります。

中島好人副分科会長 このリフォーム助成事業は、要するに業者の仕事が増えていくという件数ですけども、施工の限度額で、今は7万円ですよね。要するにこの7万円を10万円となると、この業者じゃなくて受注者の利益になるわけですね。発注者、自分がやりたいっていう人の助成になる。だからこの事業は、早い話が、例えば限度額を5万円と下げれば、従業者の発注件数が増えるわけですよね。それをどう見るかなんですよ。事業の目的と市長の判断が、要するにさっきの物価対策として、発注者側の利益のために10万円にする。こういう限度額の関係と住宅リフォーム事業そのものとの関係を担当課としてはどう捉えているんでしょうか。

井上建設部長 このリフォーム助成事業の要綱には、この事業の目的は、1番に中小企業の活性化、市内業者の活性化で、その後に各住宅所有者の住環境の整備ということで、副会長の御指摘のように1件当たりの上限額を上げることによって、市内業者の受注件数は減ってくることが十分考えられます。副会長が言われるように、できるだけ申請人に対する助成額の上限は下げて件数を増やしたほうが地域経済のためにはなるかもしれません。

中島好人副分科会長 担当課としては、そういう目的があるから、これは福祉施策として、要するに物価対策、物価高騰における福祉対策として、10万円に引き上げるという形になるんじゃないかと思うわけなんですけども、そういうところを担当課として、10万円に引き上げてほしいと

いうことができるのかどうか、お聞かせください。

井上建設部長 課長も先ほど申しましたが、申請者、申請する市民の皆様にとっては、助成金額が大きいほうがいいのは当たり前だと思いますが、過去の傾向を見ますと、先ほど中村委員もちょっと言われましたように、1年おきに同じ方が何度も申請されるという件数も少なからずあります。多分、副会長は、市民の困っている方に広く助成が行き渡ればいいのではないかという御趣旨での発言だと思いますが、ある程度資力を持った方が、自分の所有する家の価値を高めるために何度も申請されるというところにも利用されているケースはあります。1階が終われば2階とか、外回りが終われば今度は中とか。広く利用していただくという観点からいくと、助成額を上げていくと、広く市民の皆様にこの助成を使っただく機会が少なくなっていくかもしれないという懸念はございます。

中島好人副分科会長 これ以上やると一般質問になりますので、担当課の考えだけにとどめておきます。

中村博行委員 今、1件当たりを7万円から10万円にすると、総数が1,200万円という上限があるので、今度は申請が減ることにもなるかと思います。一応7万円を10万円に、1,200万円を1,500万円にというのは連動していると思うんですよね。その辺りの要望が出てきております。双方を上げればそれなりの投入効果があると思いますが、財源に限りがあるということであろうと思いますので、これはやめます。216ページの先ほどの表からすると、申請件数と助成件数に幾らかの差があると。その差はもう翌年にそのまま移行しているのか、それでは間に合わないから断念するといったケースもあろうかと思います。小規模であれば、結局この表が申請件数とやった件数と積み残しというような形で積み残しが翌年されるかどうかということにもなっていると思うんですけれども、その辺の現状として、積み残した分を翌年にやられている割合はかなり高いと考えていいですか。

島津建築住宅課長 この申請件数と助成件数の差は、具体的に申しますと、工事を申請したけども工事をやめた、もしくは、対象工事にならなかったとか、前年度に受けていたから駄目だったとか、それから、税務課で調査してみたら所有者が別の方であって対象者ではなかったとかといったもので、翌年度に回るということは工事を中止した方で翌年度やろうという方がいるかもしれませんが、ほぼ積み残しということではございません。申請を受け付けた場合、金額を見たら助成金額はもう分かってきますから、申請を受け付けた時点でどんどん積み上げていって、予算額に達したらそこで申請受付を終了します。そこから先にもしやりたい方がいらっしゃっても、こちらとしては受付が終わりましたのでということで、もう翌年度を案内するということになります。これまでは積み残しを把握しておりません。昨年度まででしたら、9月、10月までで終わっていましたが、それだけやりたいと思われていて翌年度に行った方が多かったのではないかと思います。申請件数を見ても、4月、5月はかなり申請の件数が増えてきております。今年度については1月27日までやっておりますので、この2月、3月でお電話や御相談があった方については、4月とか5月とかの早々に申請が出るのではないかと考えております。こちらとしては積み残しの件数を把握しているわけではございません。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。資料も含めて。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業47番は終了いたしまして、審査事業48番に移ります。執行部の説明を求めます。

島津建築住宅課長 審査対象事業48、市営住宅改修事業について御説明いたします。予算審査資料223ページから225ページに事務事業調書、市営本山団地の位置図を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましては、本山団地の老朽化した合併処理浄化槽を公共下水道に切り替え、浄化槽を撤去するものです。本山団地の合

併浄化槽は、昭和５２年に設置されたもので、設置後４８年が経過しています。老朽化したポンプや設備を修繕し使用していますが、維持管理が難しくなっているのが現状です。これを公共下水道に接続することにより、維持管理コストを削減し、入居者の居住環境の安定を図るものです。令和８年度は、本山団地Ａ棟からＥ棟の５棟と集会所の排水を下水道へ接続する工事の設計及び現在稼働中の合併浄化槽と機械室の解体工事の設計を委託します。令和８年度は、設計委託料として、１，１１４万円を計上しています。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。ここで委員からの質疑を求めます。参考資料の２２３ページから２２５ページまでで、ページをお示しの上、質疑をお願いします。

中村博行委員 結局団地のすぐそばを公共下水の管が通っているという理解でいいですね。

島津建築住宅課長 はい、そのとおりです。

中村博行委員 この工事によって、例えば、個々の家といいますか、団地の方が、その家の周辺、あるいは浄化槽だから便器とかトイレとか改築はないと思うんですけど、そのほかに配管とかいったもので各個人が負担を強いられるようなことはないと考えていいですか。

島津建築住宅課長 工事について入居者の方が負担することはございません。こちらの合併浄化槽については、維持管理契約を自治会と業者で結んでおられて、その料金を入居者の方が負担されております。今度、下水道に接続となりますと、下水道使用料を水道料金と一緒に払うということになります。

中島好人副分科会長 本山団地の浄化槽から合併するということになるんですけども、入居者にとって、要するにここでいうと共益費になるんですね。合併処理費の使用料で、共益費という形で幾らか払っているのと、下水道における入居者の料金の差額の状況はどのようにになりますか。

島津建築住宅課長 合併浄化槽の契約については、自治会と業者が結んでおりまして、それを恐らく世帯人数によって割り振ったりして、各入居者から金額を徴収しているのではないかと思います。下水道料金になりましたら、今度は使った水量等によって料金が個々の家庭で変わってきますから、一概に比べるのは難しく、市のほうで浄化槽の維持管理の契約を結んでいるわけではないので、その比較まではできていないところです。

中島好人副分科会長 考え方によっては、入居者が満杯で全戸入居していれば、浄化槽の本人の負担は安くなりますよね。空き家があって、それと浄化槽の経費は同じなので、それで割ると入居者の負担は多くなると。それで下水道は自分の使っただけの料金になるという考え方でいいわけですよ。となると、今の本山団地の空き家状況など、その辺のところは関係あるのかどうか、お聞かせください。

島津建築住宅課長 おっしゃるとおり、浄化槽の委託料は入居者で負担しておりますけども、市のほうでも空き家については、自治会なり、管理業者なりに支払っています。場所によって違いますが、少なくとも空き家となっているところについては市のほうで負担しておりますので、入居者だけに負担が偏るという状況にはなっていないところです。

中島好人副分科会長 いずれにしても比べられないということですね。

島津建築住宅課長 個々の世帯の状況によっても変わってくると思いますので、比較することは難しいということです。

恒松恵子分科会長 そのほかに質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、続きまして、審査事業４９番、市営住宅長寿命化事業について、市営住宅建替整備事業について執行部の説明を求めます。

島津建築住宅課長 審査事業４９、市営住宅建替整備事業について御説明いたします。予算審査資料２２６ページから２３５ページに、事務事業調書、事業評価シート、叶松団地整備事業配置図、住戸平面図、集会所平面図、事業の全体スケジュール、令和８年度予算額を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。この事業につきましては、令和３年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画において、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅のうち、安全性、生活利便性、敷地等の条件を検討し、叶松団地、平原団地、西善寺団地を対象団地として建替事業を実施する計画としております。このうち、令和８年度につきましては、今年度に引き続き、叶松団地の建替事業を進めていきます。資料の２２９ページから２３０ページを御覧ください。今年度、解体の終わりました叶松団地の中央部分に、新たに木造平屋建ての１４棟、４８戸の住戸及び集会所、駐車場を整備する計画です。団地中央部で１期工事、２期工事に分割し、令和８年度は１期工事に着手します。１期工事では、２ＤＫの住戸を６棟２２戸、集会所を整備し、工期は２１か月を予定しております。資料の２３４ページを御覧ください。叶松団地建替事業のスケジュールとなります。令和８年度は、１期工事の着手、２期工事は令和９年度から、１期工事終了後は、外構工事などを予定しております。資料の２３５ページを御覧ください。第１期工事の工事請負費の予算額は、３年度合計で８億７，９９１万２，０００円を予定しており、令和８年度の歳出予算のうち工事請負費は、この費用の４０％である３億５，１９０万円を計上しております。また、令和９年度及び令和１０年度分については、債務負担行為を設定しております。そのほか、工事に伴う監理委託料を４８０万円、設計意図伝達業務委託料を１５０万円計上しています。これらの歳出に対する特定財源については、社会

資本整備総合交付金が2分の1で交付される見込みです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

恒松恵子分科会長 執行部の説明が終わりました。これより委員の質疑を求めます。226ページから235ページまで、資料も含めて質疑をお願いします。

中村博行委員 もう耐用年数が超過ということですが、この叶松団地は、何年に建てられたものですか。

島津建築住宅課長 叶松団地自体は昭和43年から45年にかけて建築されております。

恒松恵子分科会長 本会議場で、建替整備事業近隣の住宅や自治会に対しての説明や協力の要請が必要でないかという質疑がございましたが、改めてお伺いしていいですか。

島津建築住宅課長 本会議場でも回答いたしましたけども、この事業を円滑に進めるためには、近隣の皆様や自治会の御理解、御協力が不可欠と当課でも認識しております。工事に先立って、市役所と受注者が協力し、近隣の皆様への御挨拶と御説明、それから自治会の皆様への文書等の配布を実施したいと考えております。もちろん、自治会長にも説明にお伺いしたいと思っております。

恒松恵子分科会長 ありがとうございます。そのほかに質疑はありませんか。

中島好人副分科会長 本会議での質疑に関連して、工事中にいろいろ回答があったように、地元の人たちのそういったところを重視していこうということですが、前はほこり等があって、今回は要するに建築で騒音など、いろいろそういう形も予測されるんですが、そういった苦情、要

望といったところの窓口はどこになるのでしょうか。

島津建築住宅課長　もちろん建築住宅課になります。今回の解体等についてもいろいろ苦情等を頂きましたので、すぐに業者等とも話をして対応してきたところです。今後についてもそういった苦情等があれば、誠意を持って対応していきたいと考えております。

穂本真一委員　２２９ページの図面で、ＡＢの上とＤＥの下に分かれて間に道路があると思うんですけど、これは今回の整備事業の対象に入っているんですか。

山本建築住宅課主査兼建築係長　叶松団地の整備事業としてはこの通路を対象にしておりますけど、このたび提出しました予算には、この通路は入っておりません。建物だけになります。

島津建築住宅課長　補足いたします。通路等については外構工事でやっていく予定でございます。

恒松恵子分科会長　そのほかに質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業４９番についての質疑は終わります。では続きまして、予算書の審査に入ります。ページを追って質疑に入ります。予算書２２８、２２９ページの８款土木費、６項住宅費、１目住宅管理費、住宅管理費は２３０、２３１ページまでございますので、そちらから質疑がございましたらお願いします。

矢田松夫委員　２２９ページ、役務費、手数料は、訴訟とか強制執行とかと聞いているんですが、こういう計画が予定されているということでの予算配置になったのかお答えください。違っていたら訂正します。

島津建築住宅課長　手数料の中には、先ほど矢田委員もおっしゃった強制執行

等の手数料分１００万円も含まれております。そのほかには、先ほど申しました浄化槽の維持管理料空き屋分についても、こちらの手数料で予算計上しております。

中村博行委員 その上の修繕料がかなり増額されていますが、この内訳等を教えてください。

島津建築住宅課長 修繕料３，４３８万５，０００円のうち、入居者からいろいろ要望があります経常的な修繕料が１，９００万円。それから、水道メーターの取り替え工事が９５７万円。そのほかにエレベーターの修繕が５８１万円といったものが含まれております。

恒松恵子分科会長 そのほかに、２３０、２３１ページの委託料、使用料等を含めて、質疑はありませんか。

矢田松夫委員 ２３１ページ、委託料の件で、立木の伐採委託料が今回新たに入ったという認識ですが、これは計画があつての予算なのか、それとも入居者からこの１年間、そういった苦情など申請があつての予算配置なのか、お答え願いたいと思います。

島津建築住宅課長 団地にはいろいろな木を植えております。低い樹木については職員で刈ることもございますが、高い木、それから斜面に生えているような木などは、こちらの予算を使って伐採する予定でございます。一応考えているのは、萩原団地の立木を伐採する予定で計上しております。

矢田松夫委員 これは入居者がいるところの立木の伐採なのか、それとも、もう既に入居者がいないところの伐採なのか。金額も少ないですから、特に西善寺なんかも家が周りが見えなくなっているような状態がありますので、その辺はどうなんですかね。

恒松恵子分科会長 具体的に分かりますか。

島津建築住宅課長 基本的には人がいるところの立木を伐採いたします。要望があって、自分たちの手に負えないところを伐採していく予定です。西善寺についても、昨年たしか職員でかなり大がかりな伐採をしたことはございます。

中島好人副分科会長 229ページの先ほど話が合った修繕費の関係ですけれども、一つは入居者の要望でここを修繕してほしいと。もう一つは、空き家になったところを修繕して入居者を増やしていくと。結構、空き家になっているところがあるので、政策的に入れないところもあるんですけども積極的に入れていこうというところで、空き家をなくすための修繕はこの中にどのぐらい予算を組んでいるのかという点で、どのようになっていますでしょうか。

島津建築住宅課長 先ほど申しました修繕料の中で、経常的な修繕料として予算を1,900万円確保しております。こちらの中で、空き家についての補修も含めて予算を確保しているところです。具体的には、例えば入居が決まったところ、それから、これから入居者を募集しようという空き家の壁とか排水管とかペンキを塗るとかいった修繕料は、こちらの3,438万5,000円の中の経常的な費用として1,900万円を確保した中で運用しているということになります。そのほかにも、もちろん排水管が破れたとか便器が壊れたとか、そういった入居者からの申出による修繕も含まれております。

武野裕司委員 231ページで、空き家家具撤去等業務委託料176万5,000円ですが、恐らく、今、空き家などがすごく多くなっているんで。176万5,000円というのは1者だけですか。それとも何者かあって、この金額になるんですか。

島津建築住宅課長 業者は市内には何者かございます。空き家家具撤去等業務委託料と申しまして、その大半は入居するときのハウスクリーニングなどといった費用として150万円近くを計上しており、そのほかには、解体を予定しております南中川、それから平原の駐輪場といったところに、残されているものがあればそれを撤去する費用と合わせて176万5,000円を計上しております。

中村博行委員 下のほうの負担金、補助及び交付金で耐震診断・改修事業補助金が3倍ぐらい増額をされておりますね。上のほうの委託料で耐震診断診断員派遣業務委託は変わってないですけど、今年度改修されるというのをどれぐらい見込んでおられるということですか。

島津建築住宅課長 耐震診断診断員派遣業務委託料については、令和7年度と同様に10件分ほど予算を確保しております。それから耐震診断改修については、今年度5月に申込者が朝一から4名ほど並んだということもあり、その方たちがもし今年度も来られるようであれば、予算を確保したいという思いがありまして、耐震改修については3件分予算を確保しているところです。

恒松恵子分科会長 そのほか、230ページから233ページの住宅建設費までの質疑を求めます。そもそもお伺いするんですけど、昭和40年代、50年代の住宅不足の頃と比べ、要望が多様化していると思います。他市は指定管理者制度を使ったりしているところがあるように散見するんですが、本市は指定管理者制度にするとか民間委託するとか、その辺りの方向性について、今考えられることはあるんですか。

島津建築住宅課長 他市において、維持管理をよそに出しているというところがございます。本市としてもできるかどうかは分かりませんが、研究しているところです。（「ぜひお願いします」と呼ぶ者あり）

恒松恵子分科会長 そのほか、建築住宅課に関する質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは続きまして、予算書の審査に入ります。４款衛生費、１項保健衛生費のうち１６６ページから１６９ページまでのうち、１８節負担金、補助及び交付金、１６９ページの浄化槽設置整備事業補助金について質疑はありますか。

中村博行委員 大分、減額をされたと思います。結局、上乗せの補助金等々が大方行き渡って、ある程度、横ばいになるのではないかという目算の中でこういう予算が立てられたのですか。

原田下水道課管理係長 ２月に行いました令和７年度３月の補正予算のときにも少しお話をしましたが、上乗せ補助を始めた当初の令和５年度は９２基出ましたが、令和６年度が５４基、令和７年度が４３基ということで、２年度目以降かなり落ちついてきております。２年連続、基数もあまり伸びず、杯自体も新規にくみ取りや単独浄化槽をつけることすらできないため減ってきていますので、近年の実績に基づいて、令和８年度は６５基ということで予算計上させていただきました。

恒松恵子分科会長 そのほか、その下の下の山口県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金も含めて、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは歳入につきまして、予算書の２８、２９ページの１４款使用料及び手数料の１項使用料、７目土木使用料、６節住宅使用料の公営住宅使用料、公営住宅駐車場使用料、行政財産使用料。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、３０、３１ページの１４款２項６目土木手数料のうち、３節住宅手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、３２、３３ページの土木費国庫補助金のうち、下水道に関する循環型社会形成推進交付金、住宅費国庫補助金の社会資本整備総合交付金。（「なし」と呼ぶ者あり）続きまして、１６款県支出金、２項県補助金、６目土木費県補助金のうち、住宅費県補助金について。（「なし」と呼ぶ者あり）

続きまして、21 款諸収入、5 項雑入のうち、52、53 ページ。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で歳入の質疑は終わりますがよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）予算書の10 ページ、債務負担行為について、11 ページの地方債もよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、本日の予定しておりました審査が終わりました。以上をもちまして、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時17分 散会

令和8年（2026年）3月16日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 恒松恵子